

研修生等受入に係る新型コロナウイルス感染症防止対策について

公立昭和病院では、研修生や実習生の受入時に外部から新型コロナウイルス等を持ち込ませないことを目的として、「**新型コロナウイルス感染症検査申告書**」(当院指定様式) の提出が必須となりました。

なお、検査費用については、研修実施機関又は研修を行う者の負担でお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症申告書に係る検査方法等及びその取扱いは、下記のとおりです。

(1) 検査の実施方法等

ア 新型コロナウイルス感染症申告書に係る**検査方法は、核酸増幅法**

(LAMP法、PCR検査等)によるものとする。

イ **検査の実施日は、当院で研修等を行う日前の7日以内**とする。

ウ 新型コロナウイルス感染症申告書の提出期限は、その結果が陽性である場合は直ちに、その他の場合は原則当日とする。

(2) 検査結果に応じた対応

(1) による**検査結果が陰性であるもの以外の研修生の受け入れは、中止**

するものとする。ただし、他の研修を受けようとする者の中にその者の濃厚接触者がいる場合には、当院担当者に相談し、受け入れの可否を判断する。

(提出書類)

「**新型コロナウイルス感染症検査申告書**」(当院指定様式)